

幸手市立第二保育所 重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	幸手市
所 在 地	幸手市東4丁目6番8号
電 話 番 号	0480-43-1111
代 表 者 氏 名	幸手市長 木村 純夫

2 利用施設

施 設 の 種 類	幸手市立第二保育所					
施 設 の 名 称	保育所					
施 設 の 所 在 地	幸手市吉野450-9					
連 絡 先	電話番号 0480-42-2555 F A X 0480-42-2564					
管 理 者	所長					
対 象 児 童	保育を必要とする乳児及び幼児					
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	18人	18人	15人	15人	15人
開 設 年 月 日	昭和48年 6月 1日					

3 施設の目的・運営方針

幸手市立第二保育所（以下「当保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

施設の目的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うこと（幸手市立保育所運営規定第3条）
保育理念	子ども一人ひとりを大切にし、よりよい親子関係を支援しながら保護者から信頼される保育を目指す
保育目標	心も体も健やかな子 自分で考え行動できる子 友だちと楽しく遊べる子

4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2 7 0 7 m ²
	園庭	5 3 3 m ²
園 舎	構 造	鉄骨平屋建て
	延べ面積	9 8 6 m ²

(2) 主な設備

0歳児室、1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室、一時保育室、乳児用トイレ、幼児用トイレ、調乳室、調理室、事務室（医務スペース有）

5 職員の勤務体制

職種	常勤	非常勤
所長	1人	人
主任保育士	2人	人
保育士	9人	11人
調理員	2人	2人

当保育所では幸手市立保育所運営規定第6条に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
保 育 士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
調 理 員	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

認定区分	保育時間
保育標準時間認定	7：30～18：30
保育短時間認定	8：30～16：30

※0歳児は生後6か月から受け入れ。満1歳を迎えるまで、保育時間は8時30分～16時30分となります。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分まで(11時間としてください)の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時00分までは延長保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分まで(8時間としてください)の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

8 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育の提供を行います。

(1) 一日の日程

3歳未満児	7:30 延長保育	8:30 登所 自由遊び	10:00 おやつ クラス別 保育	11:00 昼食	12:00 昼寝	15:00 おやつ	16:00 おかえり 自由遊び	19:00 延長保育 終了
3歳以上児			クラス別 保育	11:30 昼食	12:30 昼寝			

(2) 食事の提供

- ・保育所で調理し、新鮮で安全な食材を使い、バランスのとれた食事を作っています。献立表は毎月別途お知らせします。
- ・食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書・指示書が必要となります。除去食については、ご相談ください。
- ・土曜日は軽食となります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いください。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 (1)に掲げる保育料のほか、必要となる物品の購入や行事への参加に係る実費及び3歳児以上は主食・副食費を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 (2) 保護者から当保育所の利用に係る取り消しの申出があったとき。
 (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

(1) 内科

医療機関の名称	堀中病院
医院長名	堀中 龍子
所在地	幸手市東3丁目1番5号
電話番号	0480-42-2081

(2) 歯科

医療機関の名称	那須歯科医院
医院長名	那須 一徳
所在地	幸手市緑台1丁目18番15号
電話番号	0480-43-4570

12 緊急時の対応

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに嘱託医又は入所児童のかかりつけ医に連絡する等必要な措置を講じます。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談 窓口	受付担当者	クラス担任
	受付時間	平日 8:30～17:15
	電話番号	0480-42-2555
解決責任者	所長	
行政機関の 相談窓口	幸手市健康福祉部こども支援課	
	0480-42-8454	
	受付時間	平日 8:30～17:15

※その他、第三者委員会を設置しています。